令和3年第2回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和3年6月1日

目 次

| 承第2号 | 専決処分の承認について(令和2年度専第16号 令和2年度瑞 |
|-------|---|
| | 浪市一般会計補正予算(第15号))別冊 |
| 承第3号 | 専決処分の承認について(令和2年度専第17号 瑞浪市税条例 |
| | 等の一部を改正する条例の制定について) ・・・・・・・・・1 |
| 承第4号 | 専決処分の承認について(令和2年度専第18号 瑞浪市都市計 |
| | 画税条例の一部を改正する条例の制定について)13 |
| 議第42号 | 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・16 |
| 議第43号 | 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について19 |
| 議第44号 | 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について・・・・20 |
| 議第45号 | 瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改 |
| | 正する条例の制定について・・・・・・・・・・・21 |
| 議第46号 | 瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて・・・・22 |
| 議第47号 | 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 議第49号 | 市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・24 |
| 議第51号 | 財産の取得について25 |
| 議第52号 | 令和3年度瑞浪市一般会計補正予算(第3号) 別冊 |
| 議第53号 | 令和3年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算(第1号) |

承第3号 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)の公布により所要の改正を行う。

<全体>地方税法等の一部改正による項ずれに対応するための所要の改正

<市民税>

- ・給与所得者、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書の電磁的方法による提出に 係る税務署長の承認を廃止するための所要の改正
- ・住宅借入金等特別税額控除の拡充・延長に係る所要の改正

<固定資産税>

- ・土地に係る負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の 仕組みを継続するための所要の改正
- ・一定の要件を満たす宅地等及び農地については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標 準額と同額とするための所要の改正
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する 観点から生産性革命の実現に向けた償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を2年間延 長するための所要の改正

<軽自動車税>

- ・環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の9か月延長に係る所要の改正
- ・種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で特 例の期限を2年間延長するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年4月1日とする。

新

【新旧対照表】

○瑞浪市税条例の一部改正(第1条)

第 1 条~第37条の 3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申 告書)

第37条の3の2 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定によ4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定によ る申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が 令第48条の9の7の2において準用する令第8 条の2の2に規定する要件を満たす場合には、 施行規則で定めるところにより、当該申告書の 提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告 書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処 理組織を使用する方法その他の情報通信の技術 を利用する方法であって施行規則で定めるもの をいう。次条第4項及び第53条の9第3項にお いて同じ。)により提供することができる。

(略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養 親族申告書)

第37条の3の3 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申 告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者 告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者

第 1 条~第37条の 3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申 告書)

旧

第37条の3の2 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

る申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が 所得税法第198条第2項に規定する納税地の所 轄税務署長の承認を受けている 場合には、 施行規則で定めるところにより、当該申告書の 提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告 書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処 理組織を使用する方法その他の情報通信の技術 を利用する方法であって施行規則で定めるもの をいう。次条第4項 いて同じ。)により提供することができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養 親族申告書)

第37条の3の3 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

が令第48条の9の7の3において準用する令第 8条の2の2に規定する要件を満たす場合に は、施行規則で定めるところにより、当該申告書 の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、 当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法によ り提供することができる。

(略) 5

第37条の4~第53条の7の2 (略)

(特別徴収税額)

- 第53条の8 分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げ る場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額と する。
 - 退職手当等の支払を受ける者が提出し (1)た次条第1項の規定による申告書(以下この 条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10 第1項において、「退職所得申告書」という。) に、その支払うべきことが確定した年におい て支払うべきことが確定した他の退職手当等 で既に支払がされたもの(次号及び次条第1 項において「支払済みの他の退職手当等」とい う。) がない旨の記載がある場合 その支払う 退職手当等の金額について第53条の3及び第 53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

(略)

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退 職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当 等の支払をする者が令第48条の18において準用 する令第8条の2の2に規定する要件を満たす 場合には、施行規則で定めるところにより、当該 退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当 等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書 に記載すべき事項を電磁的方法により提供する <u>ことが</u>できる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項 の規定の適用については、同項中「退職所得申告 書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき 事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」 とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」 と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた 時」とする。

第53条の10~第82条の3 (略)

(環境性能割の税率)

第82条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動第82条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動 号に定める率とする。

が所得税法第203条の6第6項に規定する納税 地の所轄税務署長の承認を受けている場合に は、施行規則で定めるところにより、当該申告書 の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、 当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法によ り提供することができる。

(略)

第37条の4~第53条の7の2 (略)

(特別徴収税額)

- 第53条の7の規定により徴収すべき 第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき 分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げ る場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額と する。
 - (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出し た次条第1項の規定による申告書(以下本条 第53条の10 次条第2項及び 第1項において、「退職所得申告書」という。) に、その支払うべきことが確定した年におい て支払うべきことが確定した他の退職手当等 で既に支払がされたもの(次号及び次条第1 項において「支払済みの他の退職手当等」とい う。) がない旨の記載がある場合 その支払う 退職手当等の金額について第53条の3及び第 53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

(略)

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

(略)

第53条の10~第82条の3 (略) (環境性能割の税率)

車に対して課する環境性能割の税率は、当該各 車に対して課する環境性能割の税率は、当該各 号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5 項において準用する場合を含む。)の規定の適 用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5 項において準用する場合を含む。)の規定の適 用を受けるもの 100分の2
- (3) (略)

第82条の5~第152条 (略)

附則

第1条~第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

- 3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備3 について同号に規定する市の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備 について同号に規定する市の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備|5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備 について同号に規定する市の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備 について同号に規定する市の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備 7 について同号に規定する市の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備 について同号に規定する市の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備 について同号に規定する市の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- |10|||法附則第15条第27項第3号イに規定する設備||10|||法附則第15条第30項第3号イに規定する設備 について同号に規定する市の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- |11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備||1 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備 について同号に規定する市の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- |12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備||2 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備 について同号に規定する市の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- める割合は、3分の2とする。
- |14 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定||14 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定 める割合は、2分の1とする。
- める割合は、3分の2とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項 において準用する場合を含む。) の規定の適 用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項 において準用する場合を含む。) の規定の適 用を受けるもの 100分の2
- (3) (略)

第82条の5~第152条 (略)

附則

(略) 第1条~第10条

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

- 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備 について同号に規定する市の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- について同号に規定する市の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- について同号に規定する市の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- について同号に規定する市の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備 について同号に規定する市の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- について同号に規定する市の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- について同号に規定する市の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- について同号に規定する市の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- について同号に規定する市の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- について同号に規定する市の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- |13 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定||13 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定 める割合は、3分の2とする。
 - める割合は、2分の1とする。
- |15 法<u>附則第15条第35項</u>に規定する市の条例で定||15 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市の条例で定 める割合は、3分の2とする。

16 (略)

(略) 17

第10条の3 (略)

> (土地に対して課する令和3年度から令和5年 度までの各年度分の固定資産税の特例に関する 用語の意義)

第11条 (略)

> (令和4年度又は令和5年度における土地の価 格の特例)

- |第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件||第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件 からみて類似の利用価値を有すると認められる 地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の 修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定 する修正前の価格をいう。) を当該年度分の固定 資産税の課税標準とすることが固定資産税の課 税上著しく均衡を失すると認められる場合にお ける当該土地に対して課する固定資産税の課税 標準は、第62条の規定にかかわらず、令和4年度 分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該 土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規 定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登 録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年2 度適用土地又は令和4年度類似適用土地であっ て、令和5年度分の固定資産税について前項の 規定の適用を受けないこととなるものに対して 課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 62条の規定にかかわらず、修正された価格(法附 則第17条の2第2項に規定する修正された価格 をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものと

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地 等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅 地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分 の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3の2の規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定 める率を乗じて得た額。以下この条において同 じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額 (令和3年度分の固定資産税にあっては、前年 度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が 当該年度分の固定資産税について法第349条の

|16 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定 める割合は、0とする。

17 (略)

(略) 18

第10条の3 (略)

(土地に対して課する平成30年度から令和2年 度までの各年度分の固定資産税の特例に関する 用語の意義)

第11条 (略)

> (令和元年度又は令和2年度における土地の価 格の特例)

> からみて類似の利用価値を有すると認められる 地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の 修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定 する修正前の価格をいう。) を当該年度分の固定 資産税の課税標準とすることが固定資産税の課 税上著しく均衡を失すると認められる場合にお ける当該土地に対して課する固定資産税の課税 標準は、第62条の規定にかかわらず、令和元年度 分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該 土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規 定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登 録されたものとする。

> 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年 度適用土地又は令和元年度類似適用土地であっ て、令和2年度分の固定資産税について前項の 規定の適用を受けないこととなるものに対して 課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 62条の規定にかかわらず、修正された価格(法附 則第17条の2第2項に規定する修正された価格 をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものと

> (宅地等に対して課する平成30年度から令和2 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度|第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地 等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅 地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分 の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3の2の規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定 める率を乗じて得た額。以下この条において同 じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額

(当該宅地等が

当該年度分の固定資産税について法第349条の 3 又は附則第15条から第15条の3までの規定の 3 又は附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該 宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における固定資産税 額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税 額とする。

- 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令 2 和4年度分及び令和5年度分 等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資 産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3又は附則第 15条から第15条の3までの規定の適用を受ける 商業地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる べき額とした場合における固定資産税額を超え る場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定 資産税額とする。
- 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令3 和4年度分及び令和5年度分 の宅地 等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資 産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を 乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3又は附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額に満たない場合 には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税 額とする。
- 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負4 担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年 度から令和5年度までの各年度分の固定資産税 の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地 等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の 固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の3又 は附則第15条から第15条の3までの規定の適用 を受ける商業地等であるときは、前年度分の固 定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額(以下「商業地等 据置固定資産税額」という。)とする。
- 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負

適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該 宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における固定資産税 額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税 額とする。

- 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平 成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地 等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資 産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3又は附則第 15条から第15条の3までの規定の適用を受ける 商業地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる べき額とした場合における固定資産税額を超え る場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定 資産税額とする。
- 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平 成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地 等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資 産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を 乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3又は附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額に満たない場合 には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税 額とする。
- 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負 担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年 度から令和2年度までの各年度分の固定資産税 の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地 等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の 固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の3又 は附則第15条から第15条の3までの規定の適用 を受ける商業地等であるときは、前年度分の固 定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額(以下「商業地等 据置固定資産税額」という。)とする。

担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度か ら令和5年度までの各年度分の固定資産税の額 は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる べき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業 地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした場合におけ る固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税 額」という。)とする。

(略) 第12条の2

(用途変更宅地等に係る令和3年度から令和5 年度までの固定資産税の特例)

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律第12条の3 (令和3年法律第7号)附則第14条の規定に基 づき、令和3年度から令和5年度までの各年度 分の固定資産税については、法附則第18条の3 の規定を適用しない。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年 度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和 3 年度から令和 5 年度ま|第13条 農地に係る平成30年度から令和 2 年度ま での各年度分の固定資産税の額は、当該農地に 係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に 係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の 固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3又は附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を受 ける農地であるときは、当該課税標準額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額。以下この 条において同じ。) に、当該農地の当該年度の次 の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同 表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度 分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額(以下「農 地調整固定資産税額」という。)を超える場合は、 当該農地調整固定資産税額とする。

表 (略)

第13条の2 (略)

(免税点の適用に関する特例)

第14条 附則第12条又は第13条 定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、 第64条に規定する固定資産税の課税標準となる べき額は、附則第12条又は第13条の規定の適用 を受ける宅地等又は農地 につ

担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度か ら令和2年度までの各年度分の固定資産税の額 は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる べき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業 地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした場合におけ る固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税 額」という。)とする。

第12条の2 (略)

(用途変更宅地等に係る平成30年度から令和2 年度までの固定資産税の特例)

地方税法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基 づき、平成30年度から令和2年度までの各年度 分の固定資産税については、法附則第18条の3 の規定を適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年 度までの各年度分の固定資産税の特例)

での各年度分の固定資産税の額は、当該農地に 係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に 係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の 固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3又は附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を受 ける農地であるときは、当該課税標準額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額

)に、当該農地の当該年度の次 の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同 表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係

る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額(以下「農 地調整固定資産税額」という。)を超える場合は、 当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

第13条の 2 (略)

(免税点の適用に関する特例)

の規第14条 附則第12条、第13条又は第13条の2の規 定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、 第63条に規定する固定資産税の課税標準となる べき額は、附則第12条又は第13条の規定の適用 を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地につ いてはこれらの規定に規定する当該年度分の固 いてはこれらの規定に規定する当該年度分の固 する。

第14条の2 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定|第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定 の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げ る宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349 条の3の2又は附則第15条から第15条の3まで の規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課 する令和3年度から令和5年度までの各年度分 の特別土地保有税については、第138条第1号及 び第141条の6中「当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度 分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第 5項までに規定する課税標準となるべき額」と する。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価2 土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6 年3月31日までの間にされたものに対して課す る特別土地保有税については、第138条第2号中 「不動産取得税の課税標準となるべき価格」と あるのは「不動産取得税の課税標準となるべき 価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用が ないものとした場合における課税標準となるべ き価格をいう。) に2分の1を乗じて得た額」と し、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあ るのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法 附則第11条の5第1項の規定の適用がないもの とした場合における価格をいう。)に2分の1を 乗じて得た額」とする。

 $3 \sim 5$ (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項|第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項 又は第5項において準用する場合を含む。) に掲 げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。 以下この条において同じ。) に対しては、当該3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日か ら令和3年12月31日までの間(附則第15条の6 第3項において「特定期間」という。) に行われ たときに限り、第81条第1項の規定にかかわら ず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽 自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪 以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項 又は第3項において準用する場合を含む。)又は 法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定 を同条第4項又は第5項において準用する場合 を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に

定資産税の課税標準となるべき額によるものと 定資産税の課税標準となるべき額によるものと する。

> 第14条の2 (略)

> > (特別土地保有税の課税の特例)

- の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げ る宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349 条の3の2又は附則第15条から第15条の3まで の規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課 する平成30年度から令和2年度までの各年度分 の特別土地保有税については、第138条第1号及 び第141条の6中「当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度 分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第 5項までに規定する課税標準となるべき額」と する。
- 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価 土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3 年3月31日までの間にされたものに対して課す る特別土地保有税については、第138条第2号中 「不動産取得税の課税標準となるべき価格」と あるのは「不動産取得税の課税標準となるべき 価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用が ないものとした場合における課税標準となるべ き価格をいう。) に2分の1を乗じて得た額」と し、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあ るのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法 附則第11条の5第1項の規定の適用がないもの とした場合における価格をいう。)に2分の1を 乗じて得た額」とする。

 $3 \sim 5$ (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

において準用する場合を含む。) に掲 げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。 以下この条において同じ。) に対しては、当該3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日か ら令和3年3月31日までの間(附則第15条の6 第3項において「特定期間」という。) に行われ たときに限り、第81条第1項の規定にかかわら ず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2の2 (略)

自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪 以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項 において準用する場合を含む。) 又は 法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定 を同条第4項 において準用する場合

該当するかどうかの判断をするときは、国土交 通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規 定する国土交通大臣の認定等をいう。次項にお いて同じ。) に基づき当該判断をするものとす る。

 $3 \sim 4$ (略)

第15条の3~第15条の6 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上 の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444条第3項に規定する車両番号の指定(次項か ら第8項までにおいて「初回車両番号指定」とい う。) を受けた月から起算して14年を経過した月 の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別 割に係る第83条の規定の適用については、当分 の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げ2 る3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の 適用については

、当該軽自動車が令和2 年4月1日から令和3年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分 の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 (略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる る法第446条第1項第3号に規定するガソリン 軽自動車(以下この条 において「ガソリ ン軽自動車」という。) のうち3輪以上のものに 対する第83条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月 1日から令和3年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自 動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

るガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前 項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する 第83条の規定の適用については

該当するかどうかの判断をするときは、国土交 通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規 定する国土交通大臣の認定等をいう。次項にお いて同じ。) に基づき当該判断をするものとす

 $3 \sim 4$

第15条の3~第15条の6 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444条第3項に規定する車両番号の指定(次項か ら第5項までにおいて「初回車両番号指定」とい う。) を受けた月から起算して14年を経過した月 の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別 割に係る第83条の規定の適用については、当分 の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

表 (略)

法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げ る3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の 適用については、当該軽自動車が平成31年4月 1日から令和2年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自 動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2 年4月1日から令和3年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分 の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 (略)

法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げ る法第446条第1項第3号に規定するガソリン 軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリ ン軽自動車」という。) のうち3輪以上のものに 対する第83条の規定の適用については、当該ガ ソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2 年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割 に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月 1日から令和3年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自 動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げ4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げ るガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前 項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する 第83条の規定の適用については、当該ガソリン

一、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

- 5 (略)
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3 輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のも のに限る。)に対する第83条の規定の適用につい ては、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1 日から令和4年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動 車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3 輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用 を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限 る。)に対する第83条の規定の適用については、 当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から 令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の 種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4 年4月1日から令和5年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分 の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左 欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月 31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合 には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限 り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日 から令和3年3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車 税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

5 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課 徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項 から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上 の軽自動車に該当するかどうかの判断をすると きは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2 第1項に規定する国土交通大臣の認定等をい う。次項において同じ。) に基づき当該判断をす るものとする。

(略) $2 \sim 3$

第16条の3~第17条の3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特 例)

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中 に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡 所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を 含む。)を有する場合には、当該譲渡所得につい ては、第32条及び第33条の規定にかかわらず、他 の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額 に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の 金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第 34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1 項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する 場合には、これらの規定の適用により同法第32 条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控 除する金額を控除した金額とし、これらの金額 につき第5項第1号の規定により読み替えて適 用される第32条の3の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課 する。

 $2\sim5$ (略)

第19条~第24条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入 金等特別税額控除の特例)

第25条 (略)

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき 新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第 1項の規定の適用を受けた場合における附則第 7条の3の2第1項の規定の適用については、 同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」 と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする

○瑞浪市税条例の一部を改正する条例(令和2 年条例第22号)の一部改正(第2条)

第1条 (略)

第2条 瑞浪市税条例の一部を次のように改正す|第2条 瑞浪市税条例の一部を次のように改正す る。

(中略)

第49条第1項中「第4項、第19項、第22項及び

徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項 から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上 の軽自動車に該当するかどうかの判断をすると きは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2 第1項に規定する国土交通大臣の認定等をい う。次項において同じ。) に基づき当該判断をす るものとする。

 $2 \sim 3$ (略)

第16条の3~第17条の3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特 例)

に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡 所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を 含む。)を有する場合には、当該譲渡所得につい ては、第32条及び第33条の規定にかかわらず、他 の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額 に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の 金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第 34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1 項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する 場合には、これらの規定の適用により同法第32 条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控 除する金額を控除した金額とし、これらの金額 につき第5項第1号の規定により読み替えて適 用される第34条の2の規定の適用がある場合に は、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課 する。

 $2\sim5$ (略)

第19条~第24条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入 金等特別税額控除の特例)

第25条 (略)

第1条 (略)

る。

(中略)

第49条第1項中「第4項、第19項、第22項及び 第23項 | を「第31項、第34項及び第35項 | に、「第 第23項 | を「第31項、第34項及び第35項 | に、「第 10項、第11項及び第13項 を「第9項、第10項及 び第12項 に、「第4項、第19項及び第23項」を 「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同 条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改 め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項 又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の 7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」 を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中 「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条 の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3 第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」 を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中 「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」 に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を 「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同 条第33項 に、「、第4項又は第19項」を「又は 第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に 改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又 は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」 に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35 項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」 を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第 19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第 321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改 め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条 の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同 条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第 11項 に改め、同項を同条第9項とし、同条第11 項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を 「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条 第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の 4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項 を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項と し、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第 10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項と し、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」 に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69 項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を 同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を 「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、 「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81 条の24の3第2項において準用する場合を含 む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」 に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条 第16項とする。

第51条第2項中「、第4項又は第19項」を「又 は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」 に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に 改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又 は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に

10項、第11項及び第13項 | を「第9項、第10項及 び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を 「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同 条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改 め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項 又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の 7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」 を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中 「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条 の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3 第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」 を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中 「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」 に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を 「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同 条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は 第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に 改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又 は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」 に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35 項 に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」 を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第 19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第 321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改 め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条 の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同 条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第 11項 に改め、同項を同条第9項とし、同条第11 項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を 「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条 第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の 4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項 を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項と し、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第 10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項と し、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」 に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61 項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を 同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を 「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、 「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81 条の24の3第2項において準用する場合を含 む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」 に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条 第16項とする。

第51条第2項中「、第4項又は第19項」を「又 は第31項 に、「同条第23項」を「同条第35項」 に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に 改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又 規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第53条第3項中「第48条の15の5第4項」を 「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項か ら第6項までを削る。

(中略)

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は 法人税法第81条の24第1項の規定により延長さ れた法第321条の8第4項に規定する申告書の 提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321 条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標 準の算定期間」を削る。 規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に

改める。

第53条第4項

カ

ら第6項までを削る。

(中略)

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

承第4号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)の公布により所要の改正を行う。

【改正内容】

地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の改正に対応するための所要の改正及び令和3年度か ら令和5年度までの間、土地に係る都市計画税について現行の負担調整措置の仕組みを継続するため の所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年4月1日とする。

【新旧対照表】

新 本則 (略) 附則 (略) (法附則第15条第34項の条例で定める割合)

2 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定2 める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第35項の条例で定める割合)

- 3 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定3 める割合は、3分の2とする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度まで|5 宅地等に係る平成30年度から令和2年度まで の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に 係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等 の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都 市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価 格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税につ いて法第702条の3の規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該価格に同条に定める率を 乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じ て得た額を加算した額(令和3年度分の都市計 画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税 標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき額とした場合における都市計画税額(以 下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超え る場合には、当該宅地等調整都市計画税額とす
- 6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令 6 和4年度分及び令和5年度分 の宅地 等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計 画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都

本則 (略) 附則

(略)

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

法附則第15条第38項に規定する市の条例で定 める割合は、2分の1とする。

旧

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

法附則第15条第39項に規定する市の条例で定 める割合は、3分の2とする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に 係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等 の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都 市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価 格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税につ いて法第702条の3の規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該価格に同条に定める率を 乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じ て得た額を加算した額

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき額とした場合における都市計画税額(以 下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超え る場合には、当該宅地等調整都市計画税額とす

前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平 成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地 等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計 画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき

市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定に定める率を乗じて得た額)を設定であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を記憶であるときは、当該を記憶であるときは、当該を記憶であるときは、当該を記憶であるときは、当該を記憶であるときは、当該を記憶であるときは、当該を記憶であるときは、当該を記憶であるときは、当該を記憶であるときは、当該を記憶である。
- 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定る当該課税標準額にこれらの規定に定るときは、当該課税標準額にこれらの規定に定るときは、当該課税標準額にこれらの規定に定るときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるでき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき

額とした場合における都市計画税額(以下「商業 地等調整都市計画税額」という。)とする。

(用途変更宅地等に係る令和3年度から令和5 年度までの都市計画税の特例)

|10||地方税法等の一部を改正する法律(令和3年||10||地方税法等の一部を改正する法律(平成30年 法律第7号) 附則第14条の規定に基づき、令和3 年度から令和5年度までの各年度分の都市計画 税については、法附則第25条の3の規定を適用

(農地に対して課する令和3年度から令和5年 度までの各年度分の都市計画税の特例)

|11 農地に係る令和3年度から令和5年度までの||1 農地に係る平成30年度から令和2年度までの 各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る 当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る 当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市 計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3 (第18項を除 く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける農地であるときは、当該課税標 準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額。以下この項において同じ。) に、当該農地の 当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区 分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗 じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっ ては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当 該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都市計画税 額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を 超える場合には、当該農地調整都市計画税額と する。

表 (略)

12 (略)

(読替規定)

項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33 項から第35項まで、第37項から第39項まで、第43 項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の 規定の適用がある各年度分の都市計画税に限 り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若 しくは第33項又は附則第15条から第15条の3ま で若しくは第63条」とする。

額とした場合における都市計画税額(以下「商業 地等調整都市計画税額」という。)とする。

(用途変更宅地等に係る平成30年度から令和2 年度までの都市計画税の特例)

法律第3号) 附則第22条の規定に基づき、平成30 年度から令和2年度までの各年度分の都市計画 税については、法附則第25条の3の規定を適用

(農地に対して課する平成30年度から令和2年 度までの各年度分の都市計画税の特例)

各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る 当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る 当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市 計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3 (第18項を除 く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける農地であるときは、当該課税標 準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た)に、当該農地の 当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区 分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗 じて得た額

該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都市計画税 額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を 超える場合には、当該農地調整都市計画税額と する。

を当

表 (略)

12 (略)

(読替規定)

|13 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19||13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22 項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37 項から第39項まで、第42項から第44項まで、第48 項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の 規定の適用がある各年度分の都市計画税に限 り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若 しくは第33項又は附則第15条から第15条の3ま で若しくは第63条」とする。

議第42号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)の公布により所要の改正を行う。

- ・個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに係る所 要の改正
- ・特定公益増進法人等に対する寄附金の税額控除における寄附金の範囲の見直しに係る所要の改正
- ・特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和9年度 分の個人市民税まで延長するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、附則において施行期日の定める日とする。

【新旧対照表】

第1条~第23条 (略)

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 (略)

2 法の施行地に住所を有する者で、均等割のみ2 法の施行地に住所を有する者で、均等割のみ を課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 (年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限 る。以下この項において同じ。)の数に1を加 えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金 額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有 する場合には、当該金額に189,000円を加算し た金額) 以下であるものに対しては、均等割を 課さない。

第25条~第34条 (略)

(寄附金税額控除)

第35条 所得割の納税義務者が、前年中に法第第35条 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄 附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第1 号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関 しては、市内に事業所等を有するものに対する 寄附金に限る。)を支出した場合には、同項に 規定するところにより控除すべき額(当該納税 義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控 除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該 控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。 以下この項において「控除額」という。)をそ の者の第33条及び前条の規定を適用した場合の 所得割の額から控除するものとする。この場合 において、当該控除額が当該所得割の額を超え るときは、当該控除額は、当該所得割の額に相 当する金額とする。

(1)(略)

所得税法施行令(昭和40年政令第96 号) 第217条第1号に規定する独立行政法人 に対する寄附金(出資に関する業務に充てら れることが明らかなものを除き、当該法人の

第1条~第23条 (略)

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 (略)

を課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

旧

の数に1を加

えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金 額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有 する場合には、当該金額に189,000円を加算し た金額) 以下であるものに対しては、均等割を 課さない。

第25条~第34条 (略)

(寄附金税額控除)

314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄 附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第1 号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関 しては、市内に事業所等を有するものに対する 寄附金に限る。) を支出した場合には、同項に 規定するところにより控除すべき額(当該納税 義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控 除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該 控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。 以下この項において「控除額」という。)をそ の者の第33条及び前条の規定を適用した場合の 所得割の額から控除するものとする。この場合 において、当該控除額が当該所得割の額を超え るときは、当該控除額は、当該所得割の額に相 当する金額とする。

(1)(略)

所得税法施行令(昭和40年政令第96 (2)号) 第217条第1号に規定する独立行政法人 に対する寄附金(

当該法人の

主たる目的である業務に関連するものに限る。)

- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に 規定する地方独立行政法人に対する寄附金 (<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的であ る業務に関連するものに限る。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定 する法人に対する寄附金(法第314条の7第 1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業 務に充てられることが明らかなものを除き、 当該法人の主たる目的である業務に関連する ものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定 する学校法人に対する寄附金(<u>出資に関する</u> 業務に充てられることが明らかなものを除 き、当該法人の主たる目的である業務に関連 するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) (略)
- (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)

2 (略)

第35条の2~第37条の3の2 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養 親族申告書) 主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に 規定する地方独立行政法人に対する寄附金

_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定 する法人に対する寄附金(法第314条の7第 1項第2号に掲げるものを除く。

当該法人の主たる目的である業務に関連する ものに限る。)

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(

______当該法人の主たる目 的である業務に関連するものに限る。)

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定 する学校法人に対する寄附金(

____当該法人の主たる目的である業務に関連 するものに限る。)

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定 する社会福祉法人に対する寄附金(法第314 条の7第1項第2号に掲げるものを除く。

_____当該法人の主たる目的である業務に 関連するものに限る。)

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(

_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(9) (略)

(10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの_____

__を除く。)

2 (略)

第35条の2~第37条の3の2 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養 親族申告書) 第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の 規定により同項に規定する申告書を提出しなけ ればならない者又は法の施行地において同項に 規定する公的年金等(所得税法第203条の7の 規定の適用を受けるものを除く。以下この項に おいて「公的年金等」という。)の支払を受け る者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に 限る。)を有する者(以下この条において「公 的年金等受給者」という。) で市内に住所を有 するものは、当該申告書の提出の際に経由すべ き所得税法第203条の6第1項に規定する公的 年金等の支払者(以下この条において「公的年 金等支払者」という。) から毎年最初に公的年 金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則 で定めるところにより、次に掲げる事項を記載 した申告書を、当該公的年金等支払者を経由し て、市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

 $2 \sim 5$ (略)

第37条の4~第152条 (略)

附則

第1条~第4条の2 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

|第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者||第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者 のうち、その者の前年の所得について第32条の のうち、その者の前年の所得について第32条の 規定により算定した総所得金額、退職所得金額 及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者 の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満 の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項 において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて 得た金額に10万円を加算した金額(その者が同 一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、 当該金額に32万円を加算した金額)以下である 者に対しては、第23条第1項の規定にかかわら ず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を 除く。)を課さない。

 $2 \sim 3$ (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の 医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度
第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度 分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第 3項の規定に該当する場合における第32条の3 の規定による控除については、その者の選択に より、同条中「同条第1項」とあるのは「同条 第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあ るのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の 規定により読み替えて適用される法第314条の 規定により読み替えて適用される法第314条の 2第1項(第2号に係る部分に限る。)」とし て、同条の規定を適用することができる。

第7条~第25条 (略)

規定により同項に規定する申告書を提出しなけ ればならない者又は法の施行地において同項に 規定する公的年金等(所得税法第203条の7の 規定の適用を受けるものを除く。以下この項に おいて「公的年金等」という。)の支払を受け る者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を 除く。)を有する者(以下この条において「公 的年金等受給者」という。) で市内に住所を有 するものは、当該申告書の提出の際に経由すべ き所得税法第203条の6第1項に規定する公的 年金等の支払者(以下この条において「公的年 金等支払者」という。) から毎年最初に公的年 金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則 で定めるところにより、次に掲げる事項を記載 した申告書を、当該公的年金等支払者を経由し て、市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

 $2 \sim 5$ (略)

第37条の4~第152条 (略)

附則

第1条~第4条の2 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

規定により算定した総所得金額、退職所得金額 及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者 の同一生計配偶者及び扶養親族

の数に1を加えた数を乗じて 得た金額に10万円を加算した金額(その者が同 一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、 当該金額に32万円を加算した金額)以下である 者に対しては、第23条第1項の規定にかかわら ず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を 除く。)を課さない。

 $2 \sim 3$ (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の 医療費控除の特例)

分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第 3項の規定に該当する場合における第32条の3 の規定による控除については、その者の選択に より、同条中「同条第1項」とあるのは「同条 第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあ るのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の 2第1項(第2号に係る部分に限る。)」とし て、同条の規定を適用することができる。

第7条~第25条 (略)

議第43号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第 1号保険料の減免に対する財政支援が令和3年度も継続されることが示されたことに伴い、対応する 減免規定の整備を行う。

【改正内容】

減免の対象となる介護保険料の適用年度を変更し、要件の記載を修正するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

旧 本則 (略) 本則 (略) 附則 附則 第1条~第7条 第1条~第7条 (略) (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入 の減少が見込まれる場合の保険料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する際8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する 者に対し、別に市長が定めるところにより、令 和元年度から令和3年度までの保険料(令和2 年2月1日から令和4年3月31日までの間に普 通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、 特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されて いるものに限り、令和2年1月以前分の保険料 を除く。)を減免することができる。

(1)(略)

- 新型コロナウイルス感染症の影響によ り、その属する世帯の生計を主として維持す る者の事業収入、不動産収入、山林収入又は 給与収入(以下「事業収入等」という。)の 減少が見込まれる第1号被保険者であって、 次のいずれにも該当するもの
- ア その属する世帯の生計を主として維持す る者の事業収入等のいずれかの減少額(保 険金、損害賠償等により補填されるべき金 額があるときは、当該金額を控除した額) が前年の当該事業収入等の額の10分の3以 上
- <u>イ</u> その属する世帯の生計を主として維持す る者の合計所得金額(租税特別措置法に規 定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に 係る特別控除額の適用がある場合には、当 該合計所得金額から令第22条の2第2項に 規定する特別控除額を控除して得た額)の うち、減少することが見込まれる事業収入 等に係る所得以外の前年の所得の合計が 400万円以下

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入 の減少が見込まれる場合の保険料の減免)

者に対し、別に市長が定めるところにより、令 和元年度及び令和2年度 の保険料(令和2 年2月1日から令和3年3月31日までの間に普 通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、 特別徴収対象年金給付の支払日) が設定されて いるものに限り、令和2年1月以前分の保険料 を除く。)を減免することができる。

(1)(略)

(2)新型コロナウイルス感染症の影響によ り、その属する世帯の生計を主として維持す る者の事業収入、不動産収入、山林収入又は 給与収入(以下「事業収入等」という。)の 減少が見込まれる第1号被保険者であって、 次のいずれにも該当するもの

ア 事業収入等のいずれか

の減少額(保 険金、損害賠償等により補填されるべき金 額があるときは、当該金額を控除した額) が前年の当該事業収入等の額の10分の3以

イ 減少することが見込まれる事業収入等に 係る所得以外の前年の所得の合計が400万 円以下

 $2 \sim 3$ (略) $2 \sim 3$ (略) 議第44号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険 料の減免に対する財政支援が令和3年度も継続されることが示されたことに伴い、対応する減免規定 の整備を行う。

【改正内容】

減免の対象となる国民健康保険料の適用年度を変更し、要件の記載を修正するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

旧 本則 (略) 本則 (略) 附則 附則 第1条~第10条 (略) 第1条~第10条 (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入 の減少が見込まれる場合の保険料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する|第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する 世帯に対し、別に市長が定めるところにより、 令和元年度から令和3年度までの保険料(令和 2年2月1日から令和4年3月31日までの間に 普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあって は、特別徴収対象年金給付の支払日) が設定さ れているものに限り、令和2年1月以前分の保 険料を除く。)を減免することができる。

(1)

- 新型コロナウイルス感染症の影響によ (2)り、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不 動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事 業収入等」という。)の減少が見込まれる世 帯であって、次のいずれにも該当するもの
- ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等の いずれかの減少額(保険金、損害賠償等に より補填されるべき金額を控除した額)が 前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
- イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税 法第314条の2第1項に規定する総所得金額 及び山林所得金額並びに国民健康保険法施 行令第27条の2第1項に規定する他の所得 と区別して計算される所得の金額(地方税 法第314条の2第1項各号及び第2項の規定 の適用がある場合には、その適用前の金 額)の合計額が1,000万円以下
- ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる 生計維持者の事業収入等に係る所得以外の 前年の所得の合計額が400万円以下

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入 の減少が見込まれる場合の保険料の減免)

世帯に対し、別に市長が定めるところにより、 令和元年度及び令和2年度 の保険料(令和 2年2月1日から令和3年3月31日までの間に 普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあって は、特別徴収対象年金給付の支払日) が設定さ れているものに限り、令和2年1月以前分の保 険料を除く。) を減免することができる。

(1)

新型コロナウイルス感染症の影響によ (2)り、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不 動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事 業収入等」という。)の減少が見込まれる世 帯であって、次のいずれにも該当するもの ア 事業収入等のいずれか

の減少額(保険金、損害賠償等に より補填されるべき金額を控除した額)が 前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

の地方税 イ 前年 法第314条の2第1項に規定する総所得金額 及び山林所得金額並びに国民健康保険法施 行令第27条の2第1項に規定する他の所得 と区別して計算される所得の金額(地方税 法第314条の2第1項各号及び第2項の規定 の適用がある場合には、その適用前の金 額)の合計額が1,000万円以下

ウ 減少することが見込まれる

事業収入等に係る所得以外の 前年の所得の合計額が400万円以下

 $2 \sim 3$ (略)

 $2 \sim 3$ (略)

議第45号 瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

【制定趣旨】

日吉スポーツ施設の供用時間を延長し、市民の利便性の向上を図る。

【改正内容】

供用時間を午前7時からに変更するため及び条文の整備のための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年8月1日とする。

【新旧対照表】

| 新 | 旧 |
|------------------------|-------------------------------|
| 第1条~第2条 (略) | 第1条~第2条 (略) |
| (供用時間)_ | _(開館時間)_ |
| 第3条 スポーツ施設の開館している時間又は開 | 第3条 スポーツ施設の開館時間は、午前9時か |
| 場している時間(以下「供用時間」という。) | <u>ら午後9時までとする。</u> |
| は、午前7時から午後9時までとする。 | |
| (休館日等)_ | _(休館日)_ |
| 第4条 スポーツ施設を休館する日又は休場する | 第4条 スポーツ施設の休館日は、次に掲げると |
| 日(以下「休館日等」という。) は、次に掲げ | <u>おりとする。</u> |
| <u>るとおりとする。</u> | |
| $(1) \sim (3)$ (略) | (1) ~ (3) (略) |
| (供用時間及び休館日等の変更) | (開館時間及び休館日の変更) |
| 第5条 前2条の規定にかかわらず、教育委員会 | 第5条 前2条の規定にかかわらず、教育委員会 |
| が必要と認めるときは、供用時間及び休館日等 | が必要と認めるときは、 <u>開館時間並びに休館日</u> |
| を変更し、又は別に休館日等を定めることがで | を変更し、又は別に <u>休館日を定める</u> ことがで |
| きる。 | きる。 |
| 第6条~第19条 (略) | 第6条~第19条 (略) |

議第46号 瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

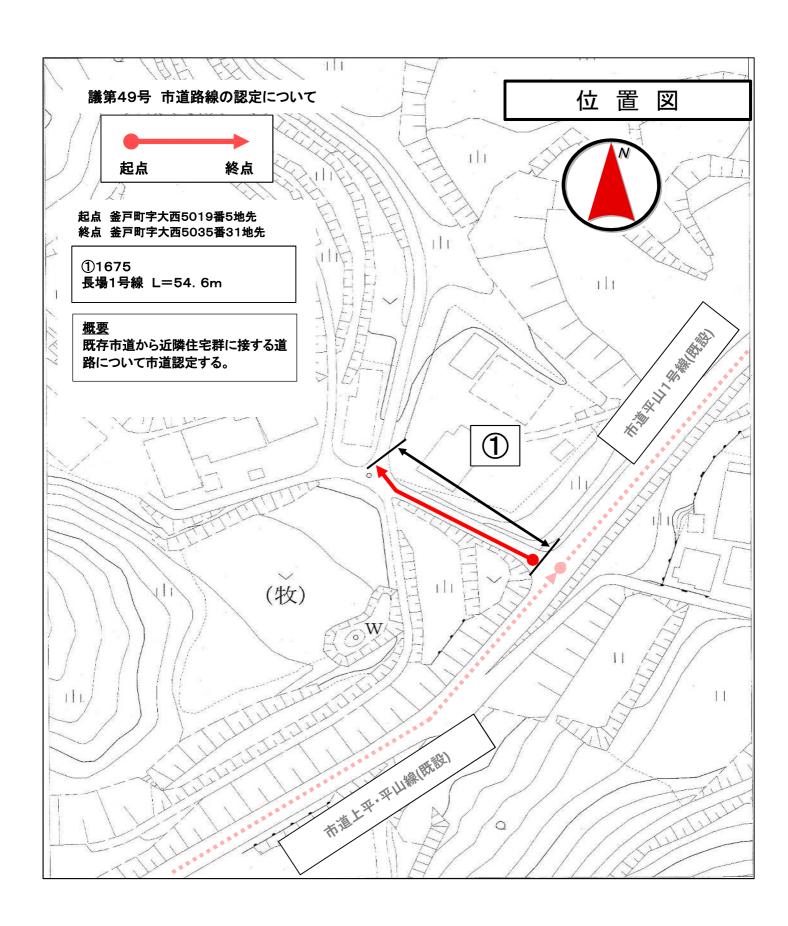
略 歴

| (ふりがな) 氏 名 | おおやま ま さ き 大 山 雅 喜 |
|---------------|--|
| 生 年 月 日 | * * * * |
| 現 住 所 | * * * * |
| 職業 | 地方公務員 |
| 学 歷 | 順天堂大学 体育学部 卒業 |
| 経歴 | 平成 3年 3月 順天堂大学体育学部卒業 平成 4年 4月 瑞浪市奉職 平成19年 4月 企画部 企画政策課 総括主査 平成22年 4月 総務部 企画政策課 係長 平成24年 4月 総務部 企画政策課 主任主査 平成25年 4月 経済環境部 環境課 課長補佐 平成28年 4月 選挙管理委員会事務局 書記長補佐 平成30年 4月 教育委員会事務局 社会教育課長 令和 3年 4月 総務部 税務課長 現在に至る |
| 備考 | |

議第47号 工事請負契約の締結について

概 要

| 契約の目的 | 瑞浪市本庁舎改修工事 |
|--------|---|
| 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 契約金額 | 974,600,000円 |
| 工事場所 | 瑞浪市上平町1丁目 地内 |
| 工期 | 本契約締結の日から令和4年12月28日まで |
| 契約の相手方 | 岐建・中島・板垣特定建設工事共同企業体 (代表構成員) 多治見市金岡町4丁目75番地 岐建株式会社 東濃営業所 所長 神田 康 (構 成 員) 瑞浪市和合町1丁目2番地 株式会社中島工務店 瑞浪支店 取締役支店長 武田 省司 (構 成 員) 瑞浪市南小田町3丁目306番地 板垣建設株式会社 瑞浪支店 支店長 越智 剛 |
| 工事概要 | 本庁舎改修工事 昭和49年建築 構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地下1階・地上5階建 建築面積 1715.99㎡ 延床面積 6159.37㎡ 付属棟(保健センター、自動車車庫、倉庫、ごみ置場) ・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事 |
| 備考 | |



概 要

| 取得の目的 | 複雑多様化する各種災害に対応するため、13mブーム付多目 的消防ポンプ自動車を導入する。 |
|-----------|--|
| 取得金額 | 100,793,850円 |
| 取得する財産の概要 | 13mブーム付多目的消防ポンプ自動車は、地上13.7m(ビル5階相当)からマイナス2.1mまで届くブーム、900リットルの水槽及び圧縮空気泡消火システムを装備し、消火活動と高所活動(救助・消火)の両方が可能である。また、アウトリガーを張り出さずにジャッキを出せるため、狭い所でも作業が可能である。 |
| 取得の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地 株式会社ウスイ消防 代表取締役 臼井 潔 |
| 備 考 | |